

## 通所リハビリテーション ちあふる美園

### 事業所運営規程

#### (事業の目的)

第1条 医療法人純和会が運営する美園フォレストクリニック内の通所リハビリテーションちあふる美園(以下「事業所」という)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者および障がい者の方に対し、厚生労働省が定める指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを通してご利用者様とご家族様の日常生活を支援することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の運営方針は以下のとおりとする。

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
2. 指定予防通所リハビリテーションの提供にあつては、要支援者がその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能、生活機能の維持・向上を目指す。
3. 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。
4. 上記を達成するために、必要な人員の確保、設備の導入、送迎体制の整備、病気・災害等からの安全の確保、虐待の防止に努める。

#### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

1. 名称 通所リハビリテーション ちあふる美園
2. 所在地 刈谷市板倉町1丁目8番1

#### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は以下のとおりとし、これらの職員が指定通所リハビリテーションの提供に当たる。

1. 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 従業者  
医師 5名(常勤兼務1名、非常勤兼務4名) 兼務先:美園フォレストクリニック  
作業療法士 2名(常勤1名)うち1名兼務先:ルトゥール  
精神科デイケアに1年以上従事した経験を有する看護師 2名(非常勤2名)  
介護職員 3名(非常勤3名)兼務先:美園フォレストクリニック  
(管理栄養士 1名(非常勤)兼務先:矢作川病院)

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日(定休日)及び営業時間は、以下のとおりとする。

1. 営業日 月・火・水・木・金・土曜日とする。
2. 定休日は日曜日、祝日及び年末年始(12月30日～1月3日まで)とする。
3. 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

4. サービス提供時間は、午前9時20分から15時30分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は以下のとおりとする。

利用定員 20名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は以下のとおりとする。このサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、該当の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

1. 単位内に提供するサービス

- ① 機能訓練
- ② レクリエーション
- ③ 入浴(一般浴、機械浴)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ リハビリテーションマネジメント(介護給付)
- ⑧ 認知症短期集中リハビリテーション実施(介護給付)
- ⑨ 科学的介護推進体制(予防介護、介護給付)
- ⑩ 処遇改善加算Ⅲ

2. 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を超えた地点から自宅までの距離により、以下の額となります。

- ① 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル未満 300円
- ② 実施地域を超えた地点から、片道5キロメートル以上 500円

3. 食費は、普通食600円、調整食800円

4. おむつ代は、リハビリパンツ・紙パンツ各100円/枚、尿取りパット50円/枚

5. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費

6. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は以下のとおりとする。

- ① 安城市全域
- ② 知立市全域
- ③ 高浜市全域
- ④ 刈谷市の以下の地域

東陽町、新栄町、寿町、大手町、若松町、神田町、下重原町、野田町、松栄町、板倉町、東刈谷町、末広町、場割町、南沖野町、半城土町、小垣江町、豊田町、八幡町、中川町、天王町、松坂町、大正町、御幸

町、元町、城町、逢妻町、中手町、高津波町、司町、衣崎町、一ツ木町、今川町、築地町、恩田町、青山町、新田町、池田町、新富町、小山町、泉田町、一色町、幸町、重原本町、中山町、相生町、東新町、野田新町、稲場町、日高町、高倉町、原崎町、丸田町、矢場町、熊野町、八幡町、寺横町、山池町、宝町、神明町、桜町、南桜町、半城土西町、高須町、富士見町、住吉町、半城土中町、半城土町

⑤ 豊田市の一部

駒新町、中田町、駒場町、生駒町、高丘新町、花園町、中根町、吉原町、若林東町、若林西町、高岡本町、和会町、福受町、上郷町、榊塚西町、榊塚東町

⑥ 岡崎市の一部

北野町、橋目町、森越町、舳越町、東大友町、中園町、矢作町、北本郷町、東本郷町、富永町、筒針町、渡町、東牧内町、上佐々木町、昭和町、大和町、新堀町、下佐々木町、島坂町、宇頭町、宇頭南町、宇頭東町、宇頭北町、西大友町、小針町

(サービス利用者への留意事項)

第9条 事業所は、利用者に対してサービスを受ける前に、以下の3項目に留意するよう伝える。

1. 気分が悪くなったときはすみやかに申し出て頂く。
2. 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用して頂く。
3. 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があることをご了解頂く。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(職員の研修)

第11条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を以下のとおり設けるものとする。

1. 研修
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回

(秘密保持)

第12条 利用者の秘密保持のため、医療法人純和会は従業員との雇用契約に以下の内容を含めるものとする。

1. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業員であったものに、業務上知り得た情報又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人純和会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止対策)

第14条 事業所は、高齢者および障がい者の尊厳の保持、適切な介護サービスの利用のために、以下のとおり体制を整備し、虐待の防止、早期発見および早期対応に努める。

1. 苦情処理の徹底  
事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について真摯に受け止め、

これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

## 2. 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は虐待防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場面がある。
- ③ 虐待防止のための担当者 中山 弘基
- ④ 委員会は定期的(年1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ⑤ 委員会の内容については、担当者が定め、結果を従業員へ周知する。
  - (ア) 虐待防止のための職員研修の内容等に関すること
  - (イ) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - (ウ) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
  - (エ) 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - (オ) 再発防止策を講じた際に、その結果及び評価に関すること

### 附則

この規程は、令和5年8月1日日から施行する。

改定：令和6年6月1日